

自転車交通安全 ルールブック



2026年4月から、自転車の交通違反も
反則金の納付対象となります

はじめに

2026年4月1日から、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されます。

自転車は「車」の仲間です。自転車に乗る際はヘルメットを着用し、今まで以上に交通ルールを守りましょう。

導入の背景

これまで自転車の交通違反は刑事手続（赤切符）で処理され、前科がつく可能性や手続きの負担が大きい一方、不起訴となることも多く、責任追及が不十分と指摘されていました。

近年、自転車事故が増加し、交通違反が原因となるケースが多いため、一定の交通違反に青切符を適用し、自動車と同様に簡易な手続きで処理することになりました。

◆青切符の対象となる交通違反は全部で何種類？

一時不停止や信号無視など全部で113種類

◆取締りの対象は何歳から？

取締りの対象は16歳以上

◆どのような交通違反が取締りの対象になる？

スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合など交通事故につながる危険な運転をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が取締りの対象となります。

◆赤切符とは？

飲酒運転、妨害運転、スマートフォン等を使用して実際に事故を起こした場合などは、これまでと同様に赤切符が交付され、刑事手続きにより処理されます。

自転車安全利用五則

2022(令和4)年11月1日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



歩道と車道の区別のある道路は
車道を通行する

車道を通行するときは、基本的
に道路の左側端（道路の中央か
ら左側の部分の左端）に寄って
通行しなければなりません

2 交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認

車道を走行しているとき、信号機がある交差点では、
車両用信号機に従って走行を！

3 夜間はライトを点灯

ドライバーや歩行者に自分の存在を知らせるためにも
早めの点灯をしよう！

4 飲酒運転は禁止

自転車も、ダメ！絶対！飲酒運転！

5 ヘルメットを着用

転倒や万が一の事故に備えて
ヘルメットを正しくかぶり、頭を守ろう



守ろう

違反したら反則金！

自転車の交通ルール



ながらスマホ



反則金 **12,000円**

ながらスマホは、片手運転となり、不安定になったり、ブレーキをかけにくい状態になるほか、他車や歩行者の存在を見落とししたり、意図せず信号を無視したりするなど、大変危険です。

絶対にやめましょう！

守ろう

違反したら反則金！

自転車の交通ルール



信号無視



反則金 **6,000円**

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。

また、「自転車・歩行者専用」の標示板がある場合は、歩行者用信号に従うことになります。

守ろう

違反したら反則金！

自転車の交通ルール



右側逆走



反則金 **6,000円**

車道を逆走することになるため大変危険です。

自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合、普通自転車は、歩道（車道寄り）を通行（徐行）することができます。

守ろう

違反したら反則金！

自転車の交通ルール



一時不停止



反則金 **5,000円**

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません。

守ろう

違反したら反則金！

自転車の交通ルール



傘差し運転



反則金 **5,000円**

片手でのハンドル、ブレーキの操作は大変危険です。
また、周囲の状況が見づらく、歩行者や車と衝突する危険があります。

守ろう

違反したら反則金！

自転車の交通ルール



無灯火運転



反則金 **5,000円**

夜間は、ライトをつけなければなりません。ライトをつけないと、道路の状況の確認がしづらくなるほか、自動車や歩行者からも自転車の存在を発見しづらくなり、重大な事故につながるおそれが高まります。

並進走行



反則金 **3,000円**

並進走行は、自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展するおそれがあるほか、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあります。



最大5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

こんな運転は絶対にダメ！



酒酔い運転・酒気帯び運転

体内のアルコール濃度にかかわらず、お酒を飲んで自転車を運転することは禁止されています。

自転車を運転する可能性がある人に飲酒をすすめたり、飲酒をした人に自転車を提供したり、飲酒をした人の要求や依頼に応じて自転車に同乗したりする行為も処罰の対象です。



妨害運転

他の車両の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法によって、急ブレーキや急な割込み、幅寄せ、蛇行運転等をしてはいけません。



スマホ使用などによる危険を生じさせる

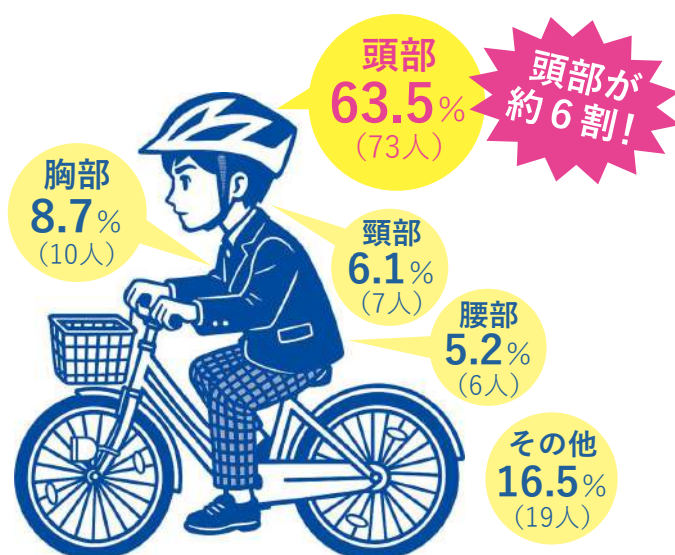
携帯電話・スマートフォン等を使用して事故を起こしたり、歩行者や他の車両等を妨害するなど交通の危険を生じさせると重い処罰の対象になります。

自分や大切な人を守るため 大人も子どもも

自転車に乗るときは必ずヘルメット

ヘルメットは、万が一の転倒や衝突時に頭部への衝撃を大きく和らげ、命を守ってくれる大切なアイテムです。交通事故はいつ起こるか分かりません。かぶっているかどうかで生死を分けるケースもあります。自分のために、大切な人のために、ヘルメットの着用を習慣にしましょう。

愛知県内自転車死者の 負傷主部位構成率



(2020年～2024年 死者総数115人)

都道府県別 ヘルメット着用率ランキング

1位	愛媛県	70.3%
2位	大分県	53.7%
3位	山口県	49.9%
...		
35位	愛知県	11.9%

※2025年6月 警察庁実施調査より

ヘルメット購入補助制度

自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、愛知県と一部の市町村が協調し、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助しています。

※ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

義務

自転車損害賠償責任保険等への加入

自転車で人身事故を起こすと、高額な損害賠償責任が発生することがあります。万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

※愛知県では、条例で、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けています。

高額賠償事例

賠償額 約9,500万円

小学5年生の男子が、夜間、自転車で阪を下り歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性（62歳）に正面衝突した。歩行者の女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識不明の寝たきり状態となった。

自転車に乗る前に点検しましょう

自転車に乗る前に、ブレーキ、タイヤ、反射器材、車体、ベル等を点検し、悪いところがあれば整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店等へ行って、点検や整備をしてもらいましょう。

自転車は、BAAマーク、SGマーク、JISマーク、TSマーク等の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。



※TSマークは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています。

もっと知ろう安全運転
自転車ルールブック ▶▶▶
(警察庁ホームページへリンク)



愛知県防災安全局県民安全課
〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL052-954-6177 (ダイヤルイン)